

省エネルギー設備導入支援事業費補助金

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が 期待できる設備の導入に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ 対象となる方

- ① 道内に事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。)
- ② ①を含む複数事業者による共同体(以下「コンソーシアム」という。) ※コンソーシアムを構成するに当たっては、「コンソーシアム協定書」の締結が必要です。

◆ 対象事業

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備を導入する事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業。

- ・補助対象者が街区等の道内のエリア(複数の事業所等)を対象に面的に取り組む事業、ある いは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。
- 省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- 他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。
- ・エネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 20%以上の削減効果が見込まれる事業であること。

◆ 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率	上限額
賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が必要と認めた経費	1/2 以内	◆対象となる方 ①500万円 ②1,000万円

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和5年(2023年)9月15日(金)17:00までに、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に事業計画書を提出してください。
- ・省エネルギー効果について、(一財)省エネルギーセンターの省エネ最適化診断などを活用し、 算出根拠を示してください。
- 有識者会議による意見聴取を実施し、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページ URL

• 交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/107905.html



【お問い合わせ先】

北海道 経済部経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課ゼロカーボン産業係 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL(011)206-7217 keizaibu.zerokabonsangyouka@pref.hokkaido.lg.jp

